

# 垂水市 スポーツ推進計画



垂水市教育委員会

## はじめに

現代社会における私たちの暮らしは、物があふれ便利になった一方で、運動不足や食生活の変化による生活習慣病の増加、精神的ストレスの増大、コミュニケーション能力の低下など、心身の健康保持や地域のコミュニティ力の低下が課題となってきています。

本市は、県下でも少子高齢化が一段と進み、高齢者の皆さんが日々の生活に生きがいを持ち、健康で生き生きとした生活をしていくためや、また将来を担う子どもたちが、夢を持ち、明るくたくましく成長していくことを真剣に考えていく必要があります。

こうした中でスポーツは、人々の自発的な意思に基づいて体を動かすという人間の生まれ持った欲求に応え、爽快感や達成感、精神的な充実、集うことの楽しさや喜びをもたらしてくれます。さらには、体力の向上や生活習慣病の予防など健康の保持増進に役立つもので、日々の生活に生きがいや心の豊かさをもたらせてくれるものであると考えます。

本市ではスポーツの持つ多様な意義を踏まえ、市民の誰もが年齢や体力、興味・目的に応じて、いつでも・どこでも・いつまでも気軽にスポーツに親しむ環境を整備し、スポーツを通して地域のつながりの大切さを認識し、活力ある垂水市を実現するため、本市のスポーツ推進の考え方と方向性を示す「垂水市スポーツ推進計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、地域、学校、スポーツ団体、民間企業等との協働をさらに進め、健康で明るく豊かな生活の実現に向けて力を注いでまいりたいと考えています。

終わりに、本計画の策定にあたり、計画素案の作成にご尽力いただきました垂水市スポーツ推進計画検討委員の皆様をはじめ、アンケート調査のご協力や多くのご意見をお寄せいただいた市民の皆様、アンケートの調査分析にご協力いただいた鹿屋体育大学や関係機関、関係団体の方々に対しまして、心より感謝申し上げます。

平成26年3月

垂水市教育委員会

## 【 目 次 】

第1章 計画策定について	1
1 計画策定の趣旨と背景	
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	
4 計画における「スポーツ」の定義と目標	
第2章 計画の基本方針	3
1 推進計画が目指すもの	
2 今後10年間の基本方針	4
3 計画の推進体制について	
第3章 今後5年間の基本施策と取組	6
1 子どものスポーツ機会の充実	
(1) 学校や地域等における子どものスポーツ機会の充実	
○基本施策1 幼児期から取り組む子どもの体力向上	
○基本施策2 学校体育に関する活動の充実	
○基本施策3 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実	
2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	14
(1) 若者のスポーツ参加の拡充や高齢者の体力づくりの支援等	
ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と安全な環境	
○基本施策1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	
○基本施策2 スポーツにおける安全の確保	
3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備	18
(1) 地域に活力をもたらすスポーツ環境づくりと「支える」活動の推進	
○基本施策1 スポーツを通じた地域づくり・地域活性化の促進	
○基本施策2 地域のスポーツや支える人材の育成・活動の推進	
4 国民体育大会やスポーツ合宿・大会等の誘致・開催等を通じた交流の推進	21
(1) 「みる」スポーツの推進と競技力の向上	
○基本施策1 「みる」スポーツの推進と競技力の向上	
5 スポーツ施設の整備とスポーツ情報の発信	23
(1) スポーツ施設の整備充実と情報発信	

- 基本施策1 スポーツ施設の充実
- 基本施策2 スポーツを「する」「みる」「支える」きっかけ作りのための情報の充実
- 基本施策3 スポーツツーリズム等の推進

1 垂水市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱	27
2 垂水市スポーツ推進計画検討委員会委員	28
3 計画策定の経過	29

【資料】

○スポーツ基本法	30
○スポーツ基本計画	35
○幼児期運動指針	42

## 第1章 計画策定について

### 1 計画策定の趣旨と背景

昭和36年に制定された「スポーツ振興法」50年ぶりに全面改正され、「スポーツ基本法」が平成23年8月制定されました。

今日のスポーツを取り巻く環境は、オリンピックやプロスポーツの活躍、健康の維持増進といった観点からも、スポーツは多くの人に親しまれています。

また、スポーツによって得られる達成感や仲間との連帯感、体力の向上や生活習慣病などの改善などが期待され、心身両面にわたる向上をスポーツがもたらしています。

しかしながら、近年では子どもの運動能力の低下による、生活習慣病など健康面の諸問題が危惧されており、そのようなことに対してもスポーツの担う役割は一層重要なものとなってきています。よって、スポーツを通じて家族や地域住民とのコミュニケーションの向上をはじめ地域の活性化を促進することも、大いに期待されるところであります。

今後、市民一人一人の目的に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも」生涯にわたってスポーツに親しめる社会の実現が必要不可欠であると考えます。

平成23年に制定された「スポーツ基本法」においては「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利である」とされ、「スポーツは青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民において多面にわたる役割を担う」とされています。

鹿児島県でも、「スポーツ振興かごしま県民条例」に基づく「スポーツ振興かごしま基本方針」を策定し、スポーツは、人々の体を動かすという生まれ持った欲求を満たし、爽快感や達成感、連帯感などの精神的な充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには体力向上やストレスの発散、生活習慣病の予防など、健康の保持増進に役立つものであると述べています。

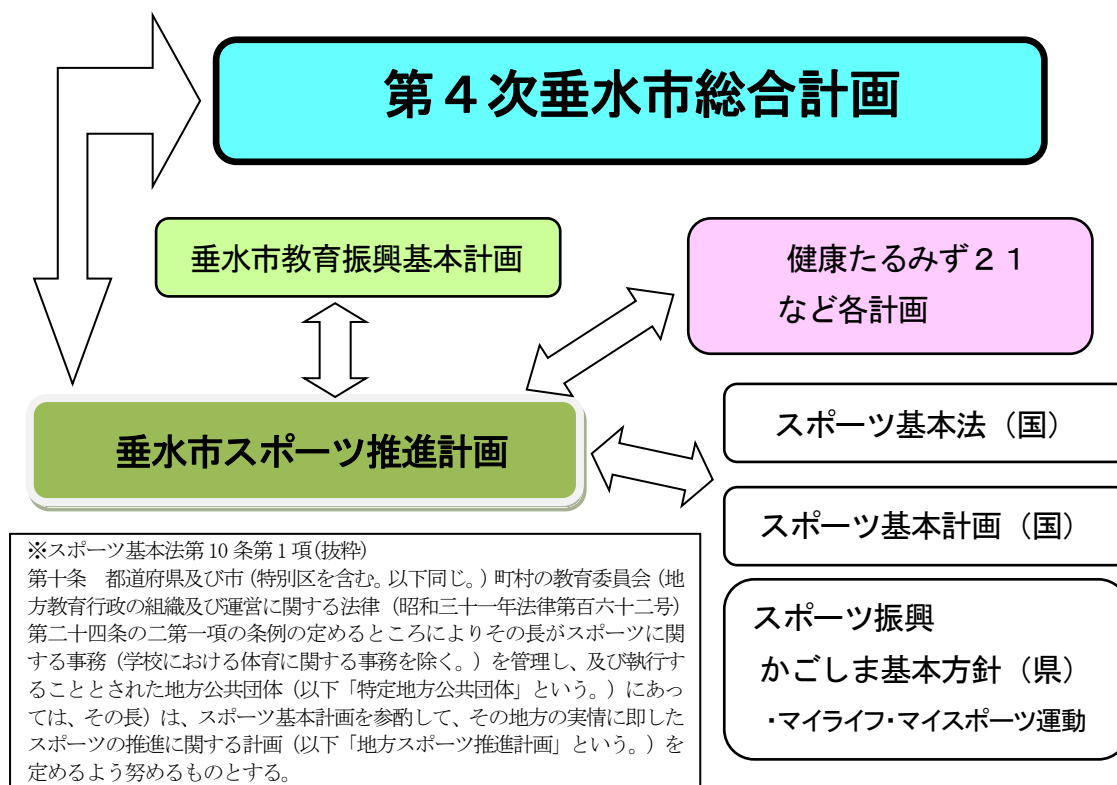
また、スポーツを通して社会性や協同性、規範意識、克己心やフェアプレー精神を培うなど、青少年の健全育成や人格の形成に大きな影響を与え、大きく貢献するものであり、すべての人々がスポーツに親しみ、スポーツで躍動し、スポーツを通して地域の一体感を醸成し、お互いを思いやり、支えあうことのできる活力ある社会づくりとして「スポーツ振興による力みなぎる・かごしまの実現」という基本方針の目指す姿を掲げています。

垂水市では、国や県の趣旨を踏まえ、また、本市の総合計画や教育振興基本計画並びに関連の深い分野の各計画との整合性や取組との連携を図り、市のスポーツ振興や推進を図るための「垂水市スポーツ推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、平成23年8月に制定されたスポーツ基本法第10条第1項に基づき策定するもので、平成20年に制定された「第4次垂水市総合計画」や平成22年に策定された「垂水市教育振興基本計画」のスポーツ分野の施策を踏まえながら「健康たるみず21」などの各計画との整合性や取組の連携なども考慮して基本方針を示しています。

### \* 垂水市スポーツ推進計画の位置づけ \*



## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間としますが、今後の国や県の動向や計画の進捗状況、社会情勢の変化、スポーツをめぐる市民生活の環境変化などを踏まえて、5年後の平成31年度に見直しを行います。

## 4 計画における「スポーツ」の定義と目標

スポーツの定義、とらえ方については、個人の価値観によって異なるものですが、本計画では「スポーツ」を幅広くとらえ、勝敗や記録を競う競技スポーツから、ウォーキングやラジオ体操、野外活動（ハイキング、登山、キャンプ、サイクリング、海水浴など）や、レクリエーション活動などの「する」スポーツなど、あらゆる身体活動を含むものとします。

また、併せて「観る」スポーツ、「支える」スポーツについても、年齢やレベルにかかわらず市民がスポーツに関わることを目標としていきます。

## 第2章 計画の基本方針

### 1 推進計画が目指すもの

国の「スポーツ基本計画」では、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことのできる下記のような社会の創出を目指しています。

- ① 青少年が健全に育ち、他者との共同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活力に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

県の「スポーツ振興かごしま基本方針」では、目指す姿を「スポーツ振興による力みなぎる・かごしまの実現」とし、すべての人々がスポーツに親しみ、スポーツで躍動し、スポーツを通して、地域の一体感を醸成し、お互いを思いやり、支えあうことのできる活力ある社会を目指しています。

本市の第4次総合計画では、地域の資源を生かしながら、垂水市が輝き愛されるまちにしていくために、私たち一人ひとりがすべての多様な生き方や考え方を尊重し、個性と能力を十分に発揮しながら、それぞれの役割を自覚し力を積み重ねることが必要なことからまちづくりの基本理念を、市民と協働のまちづくり、将来へ自信を持って引き継げる環境に配慮したまちづくり、地域資源を活用したまちづくりとし、「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」とした、まちの将来像を掲げています。

その中で、「学びあう社会の構築」という政策目標を掲げ、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる、生涯スポーツ社会の実現を目指していきます。



## 2 今後 10 年間の基本方針

国のスポーツ基本計画において、国が今後 10 年間を見通したスポーツ推進の基本方針を下記のように示しています。

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界の好循環の創出

本市では、スポーツ基本法における上記のような国の基本方針を参酌しながら、今後 10 年間の基本方針を、本市の現状や他の関連施策などを反映させたものとして次のように設定します。

### 1 子どものスポーツ機会の充実

子どもたちの体力を向上させるとともに、他人を尊重し協働する精神、克己心を培い思考力や判断力、たくましく生きる力を育むために、次代を担う子どものスポーツ機会を充実させます。

### 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、若者から高齢者までライフステージに応じたスポーツ活動を推進していきます。

### 3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

人間関係の希薄化等、地域の抱える問題解決のために、地域や地域間の人々の交流促進や「支える」活動を推進するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備に取り組んでいきます。

### 4 国民体育大会やスポーツ合宿・大会等の誘致・開催等を通じた交流の推進

「みる」スポーツを通じてスポーツへの関心と理解を深め、競技力の向上に取り組んでいきます。

### 5 スポーツ施設の整備とスポーツ情報の発信

いつでも・どこでも・いつまでも、誰もが明るく楽しくスポーツ活動やスポーツ観戦などが行えるよう、施設整備や情報発信に取り組んでいきます。

## 3 計画の推進体制について

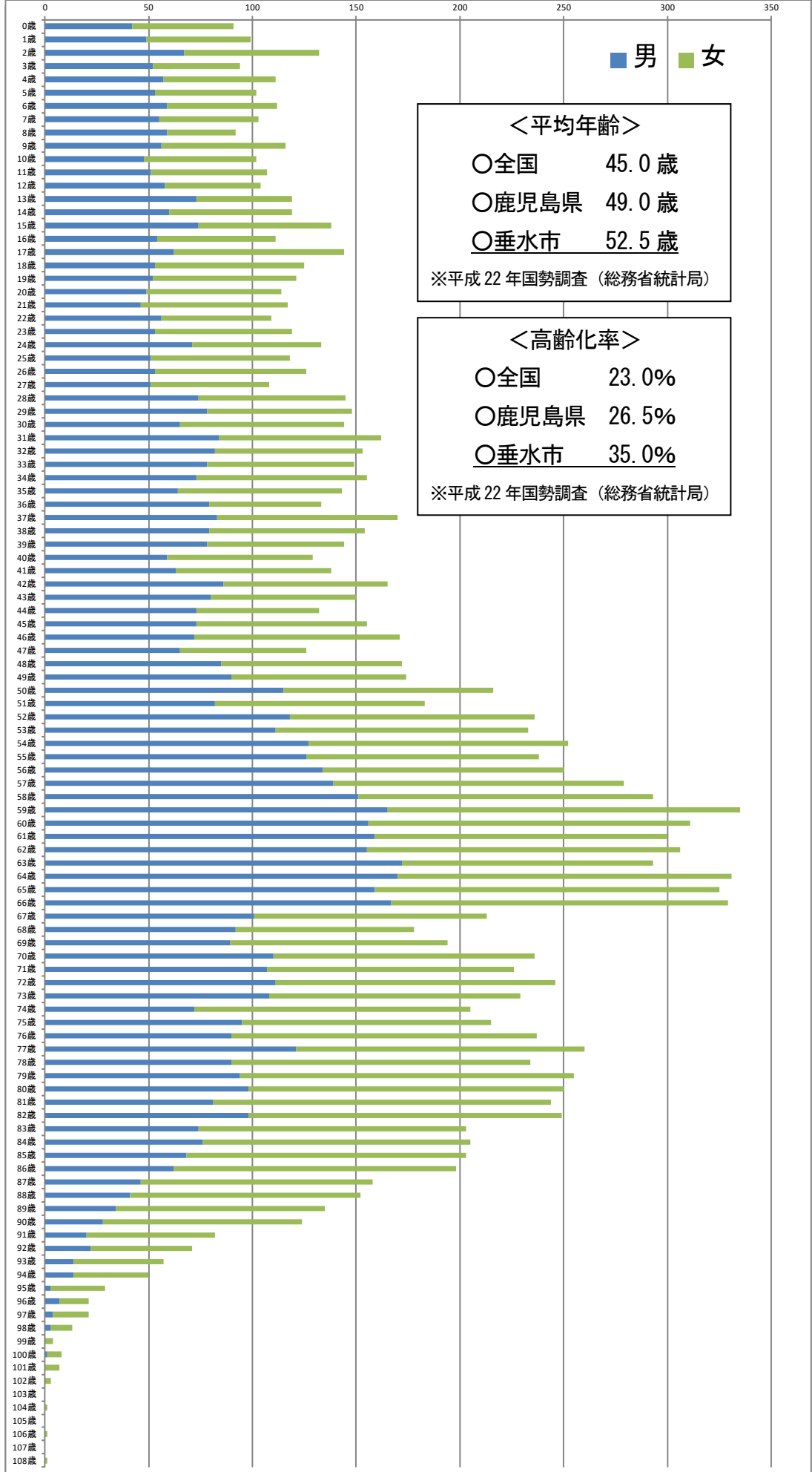
スポーツ推進計画の実現のために、実施計画等を立てながら、下記のように取り組んでいきます。

- ① スポーツ推進計画の実施計画等については、垂水市スポーツ推進委員会や垂水市体育協会、学校等の意見を聴き実施することとします。
- ② スポーツ推進計画の実施計画等の確認のため、教育委員会において毎年度ローリング方式で見直すものとします。



垂水市 年齢別人口の状況（平成26年2月末）

年齢	男	女	計
0歳	42	49	91
1歳	49	50	99
2歳	67	65	132
3歳	52	42	94
4歳	57	54	111
5歳	53	49	102
6歳	59	53	112
7歳	55	48	103
8歳	59	33	92
9歳	56	60	116
10歳	48	54	102
11歳	51	56	107
12歳	58	46	104
13歳	73	46	119
14歳	60	59	119
15歳	74	64	138
16歳	54	57	111
17歳	62	82	144
18歳	53	72	125
19歳	52	69	121
20歳	49	65	114
21歳	46	71	117
22歳	56	53	109
23歳	53	66	119
24歳	71	62	133
25歳	51	67	118
26歳	53	73	126
27歳	51	57	108
28歳	74	71	145
29歳	78	70	148
30歳	65	79	144
31歳	84	78	162
32歳	82	71	153
33歳	78	71	149
34歳	73	82	155
35歳	64	79	143
36歳	79	54	133
37歳	83	87	170
38歳	79	75	154
39歳	78	66	144
40歳	59	70	129
41歳	63	75	138
42歳	86	79	165
43歳	80	70	150
44歳	73	59	132
45歳	73	82	155
46歳	72	99	171
47歳	65	61	126
48歳	85	87	172
49歳	90	84	174
50歳	115	101	216
51歳	82	101	183
52歳	118	118	236
53歳	111	122	233
54歳	127	125	252
55歳	126	112	238
56歳	134	116	250
57歳	139	140	279
58歳	151	142	293
59歳	165	170	335
60歳	156	155	311
61歳	159	141	300
62歳	155	151	306
63歳	172	121	293
64歳	170	161	331
65歳	159	166	325
66歳	167	162	329
67歳	101	112	213
68歳	92	86	178
69歳	89	105	194
70歳	110	126	236
71歳	107	119	226
72歳	111	135	246
73歳	108	121	229
74歳	72	133	205
75歳	95	120	215
76歳	90	147	237
77歳	121	139	260
78歳	90	144	234
79歳	94	161	255
80歳	98	152	250
81歳	81	163	244
82歳	98	151	249
83歳	74	129	203
84歳	76	129	205
85歳	68	135	203
86歳	62	136	198
87歳	46	112	158
88歳	41	111	152
89歳	34	101	135
90歳	28	96	124
91歳	20	62	82
92歳	22	49	71
93歳	14	43	57
94歳	14	36	50
95歳	3	26	29
96歳	7	14	21
97歳	4	17	21
98歳	3	10	13
99歳	0	4	4
100歳	1	7	8
101歳	0	7	7
102歳	0	3	3
103歳			
104歳		1	1
105歳			
106歳		1	1
107歳			
108歳		1	1
合計	7,707	8,919	16,626
平均年齢	50歳	54歳	52歳



## 第3章 今後5年間の基本施策と取組

### 1 子どものスポーツ機会の充実

#### (1) 学校や地域等における子どものスポーツ機会の充実

##### 【目標】

学校や地域等において、子どもたちがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図り、今後10年以内に、子どもの体力が昭和60年ごろの水準を上回ることができるよう今後の体力向上が維持され、確実なものとなるように子どものスポーツ機会の充実を目指すことを目標とする。

##### 【成果イメージ又は目標値】

- 体力テストの数値を、体力テスト8項目(握力・上体こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン・50m走・立ち幅跳び・ボール投げ)のうち、5項目以上について全国平均以上の値とする。  
※ 特に反復横とび・20mシャトルラン・50m走・立ち幅跳び・ボール投げ等が常に全国平均以上になるように取り組む。
- 子どもたちが運動・スポーツに参加し少年団や部活動等の加入率が上がっている。

#### 基本施策1 幼児期から取り組む子どもの体力向上

##### 【現状と課題】

子どもの体力は、文部科学省が実施している「体力・運動能力調査」によると、平成13年から約10年間にわたり、おおむね低下傾向に歯止めがかかってきており、これまでの施策が一定の効果をあげていると言えるが、体力水準の高かった昭和60年ごろと比較すると、基礎的運動能力は依然として低い状況にあり、本市においても、同様な状況がみられる。

また、近年、積極的にスポーツをする子どもと、そうでない子どもの二極化が顕著に認められ、中学校女子においては、スポーツをほとんどしない子どもが3割を超えている状況である。

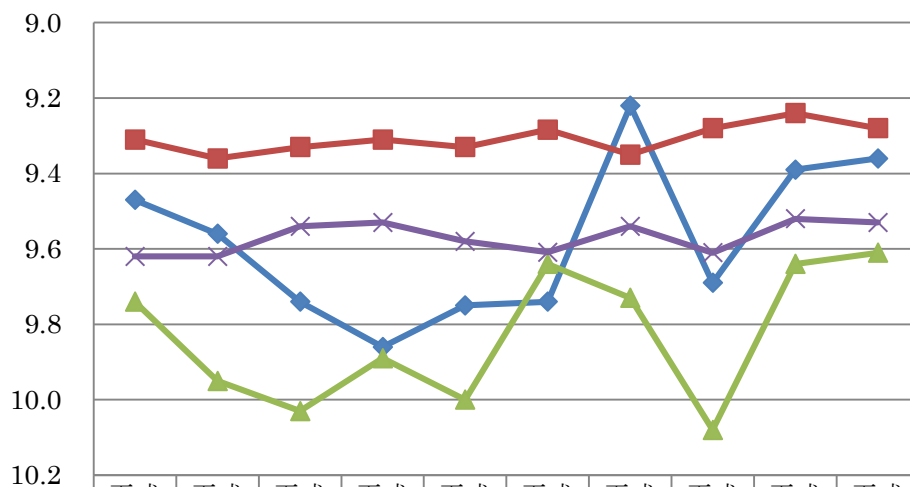
このような状況において、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実等を学校だけでなく、家庭や地域が一体となってい、積極的にスポーツに取り組む態度を育成し、ひいては体力を向上させることは大きな課題である。

また、積極的にスポーツをする子どもと、そうでない子どもの二極化については、小学校の早い段階からその傾向が認められるため、幼児期からの積極的な取組が重要となっており、幼児の生活全体における身体活動等の促進が必要であるといわれている。

さらに、障がいのある子どものスポーツについて、障害の種類や程度に応じた配慮が求められている。

## 小学5年生 50m走

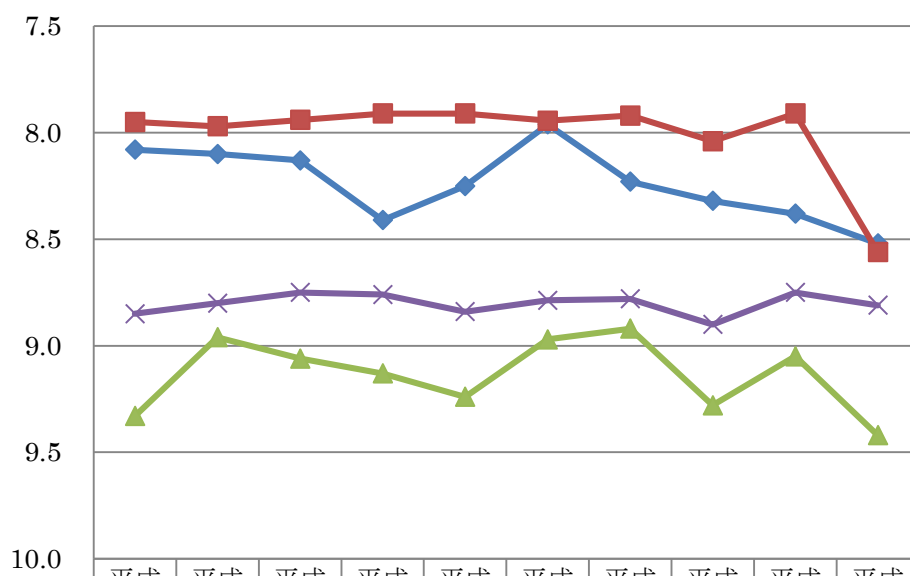
(单位：秒)



	平成 15年 度	平成 16年 度	平成 17年 度	平成 18年 度	平成 19年 度	平成 20年 度	平成 21年 度	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度
◆小5男子 (垂水市)	9.47	9.56	9.74	9.86	9.75	9.74	9.22	9.69	9.39	9.36
■小5男子 (全国)	9.31	9.36	9.33	9.31	9.33	9.28	9.35	9.28	9.24	9.28
▲小5女子 (垂水市)	9.74	9.95	10.03	9.89	10.00	9.64	9.73	10.08	9.64	9.61
×小5女子 (全国)	9.62	9.62	9.54	9.53	9.58	9.61	9.54	9.61	9.52	9.53

## 中学2年生 50m走

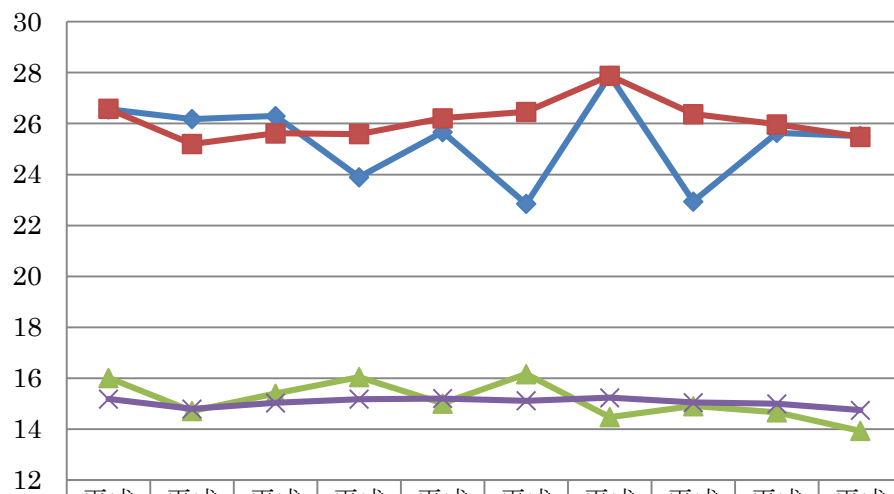
(单位：秒)



	平成 15年 度	平成 16年 度	平成 17年 度	平成 18年 度	平成 19年 度	平成 20年 度	平成 21年 度	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度
◆中2男子 (垂水市)	8.08	8.10	8.13	8.41	8.25	7.96	8.23	8.32	8.38	8.52
■中2男子 (全国)	7.95	7.97	7.94	7.91	7.91	7.94	7.92	8.04	7.91	8.56
▲中2女子 (垂水市)	9.33	8.96	9.06	9.13	9.24	8.97	8.92	9.28	9.05	9.42
×中2女子 (全国)	8.85	8.80	8.75	8.76	8.84	8.79	8.78	8.90	8.75	8.81

## 小学5年生 ソフトボール投げ

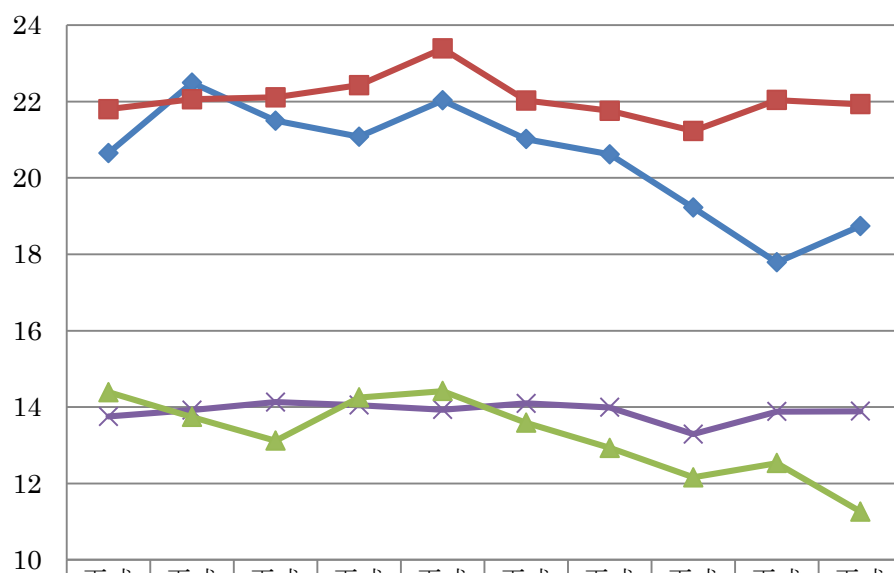
(単位：m)



	平成 15年 度	平成 16年 度	平成 17年 度	平成 18年 度	平成 19年 度	平成 20年 度	平成 21年 度	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度
◆小5男子（垂水市）	26.56	26.18	26.30	23.90	25.67	22.85	27.88	22.94	25.64	25.51
■小5男子（全国）	26.58	25.20	25.62	25.59	26.21	26.46	27.88	26.37	25.97	25.48
▲小5女子（垂水市）	16.02	14.72	15.40	16.05	15.01	16.17	14.48	14.91	14.67	13.94
×小5女子（全国）	15.19	14.80	15.04	15.18	15.21	15.12	15.24	15.05	15.00	14.75

## 中学2年生 ハンドボール投げ

(単位：m)



	平成 15年 度	平成 16年 度	平成 17年 度	平成 18年 度	平成 19年 度	平成 20年 度	平成 21年 度	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度
◆中2男子（垂水市）	20.65	22.49	21.50	21.08	22.03	21.02	20.62	19.22	17.79	18.74
■中2男子（全国）	21.80	22.06	22.11	22.43	23.39	22.03	21.76	21.23	22.04	21.93
×中2女子（全国）	13.75	13.92	14.13	14.05	13.93	14.10	13.99	13.29	13.88	13.89
▲中2女子（垂水市）	14.39	13.74	13.12	14.25	14.42	13.59	12.93	12.16	12.53	11.26

### 【具体的施策の展開】

- ① 教育委員会や学校等が行う「全国体力・運動能力等調査」等に基づいた、子どもの体力向上に向けた取組の検証を行い、各小・中学校と連携し改善を目指します。
- ② 子どもの運動不足は保護者の理解によって左右されることから、家庭教育学級等の保護者の学習の場で、子どもの運動やスポーツの必要性を喚起し、スポーツ少年団活動等の取組みへの理解と加入促進に努めます。
- ③ 積極的にスポーツを行わない子どもも対象にした、スポーツの楽しさや喜びを味わうことができる活動に取組みます。
- ④ 幼児期の運動は、今後のスポーツ活動のスタートとなることから、文部科学省の「幼児期運動指針」やそのガイドブックの活用などにより、幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や、望ましい生活習慣を身に付けさせるために、幼稚園や、保育園と意識の共有化を図り、幼児期の運動に対する保護者への理解を促進します。
- ⑤ 障害スポーツ団体と連携を図り、障がいのある子どもがスポーツに親しめる機会を提供します。

### 【施策にかかわる課】

社会教育課・保健福祉課・学校教育課・教育総務課



## 基本施策2 学校体育に関する活動の充実

### 【現状と課題】

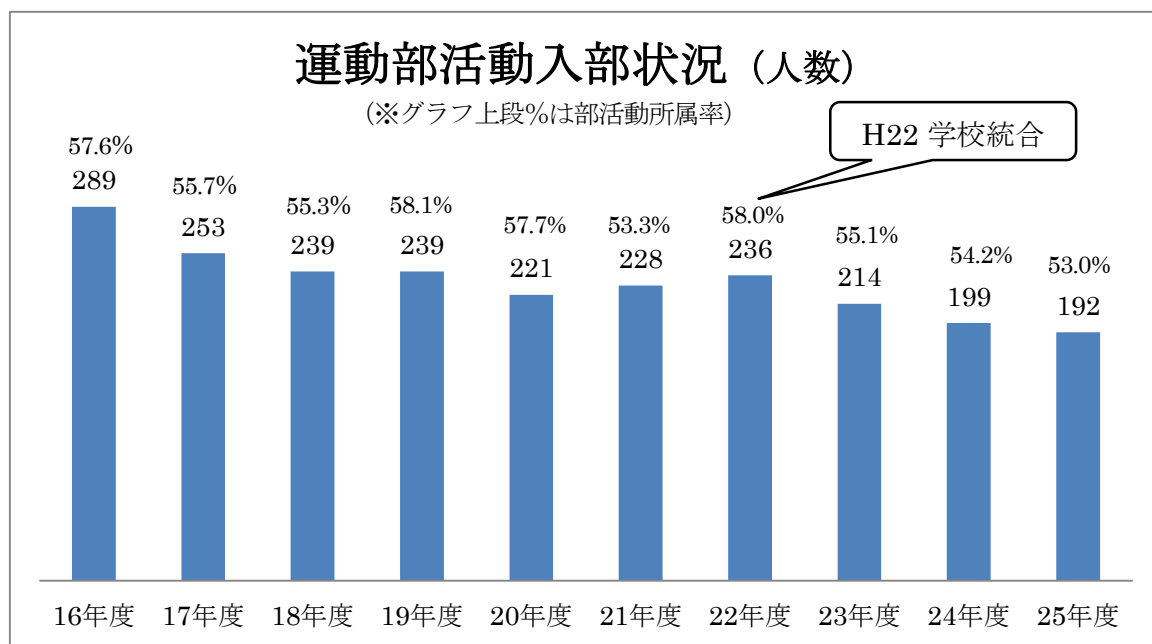
学校における体育に関する活動は、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎となるものである。

平成20年及び平成21年に改訂した学習指導要領においては、小学校から高等学校までを見通して発達の段階のまとまりを踏まえた指導内容の系統化や明確化が図られたが、小学校においては、教員の高齢化も進む中で、ほとんどの教員が全教科を指導しており、教員が体育の授業に不安を抱え、専門性を重視した指導が十分に実施されていない状況もみられる。中学校においては、武道等が必修化されたことに伴い、安全で円滑な指導を充実させるための取組が求められている。また、高等学校においては、将来にわたって継続的なスポーツライフを営むことができるようにする指導の充実が求められている。

指導体制の充実を図るためには、専科教員や専門性を有する地域のスポーツ指導者の配置を促進することが有効であるが、全体としてはその活用の実態は十分とは言えない状況にある。

運動部活動については、例えば中学校での所属率がほぼ横ばいで推移しているが、少子化に伴う運動部活動の所属生徒数の減少等により、チーム競技等においては特に活動に支障をきたしている。また、顧問教員の負担を軽減するためのスポーツ指導者の確保についても課題があり、その形態や運営について一層の工夫が求められている。

さらに、種目によっては女子の参加が困難なものもあり、参加する機会の充実が求められている。



※平成16～20年度まで協和中のデータなし。平成22年度より市内4中学校が統合し垂水中央中1校となる。

なお、保健体育の授業や運動部活動等、学校の体育に関する活動においては、重大な事故が起こらないよう、安全面での配慮や工夫が求められるとともに、スポーツから暴力をなくし人権を守るためにも、指導に名を借りた体罰等があってはならないということを認識しなければならない。

また、障がいのある児童生徒の学校体育に関する活動については、児童生徒の教育的ニーズに応じた対応が行われてきているが、更に障害の種類や程度に応じた配慮を求められている。

### 【具体的施策の展開】

- ① 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりを支援し、特に体育主任をはじめ学校の担当者の研修会や実技講習会等を実施するなど、学校の授業の改善に取り組めます。
- ② 体育の授業や運動部活動の充実と安全確保のため、スポーツ指導者の派遣や、地域スポーツ指導者などを発掘し、活用することができる指導者の協力体制を学校と連携して構築します。
- ③ 障がいのある児童生徒の学校の体育に関する活動については、児童生徒の教育的ニーズに応じた対応を更に促進されるよう学校と連携を図ります。

### 【施策にかかわる課】

社会教育課・学校教育課・教育総務課

## 基本施策3 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実

### 【現状と課題】

近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められる。子ども自身が体を動かすことの楽しさに触れ、進んで体を動かすようになるためには、子どもたちの生活の場である地域におけるスポーツ活動を充実していくことが重要であることから、子どもたちが生涯にわたって、スポーツと関わりあっているような環境づくりをしなければならない。

文部科学省の「体力・スポーツに関する世論調査」（平成 25 年 1 月）によると、多くの大人が自分の子ども時代と比べて、子どものスポーツ環境は悪くなったと考えている。

平成 25 年 11 月に実施した「運動・スポーツに関するアンケート調査」において、本市のスポーツ振興・推進で取り組む必要があると思うことの設問では、小・中学生

の運動部活動や少年団活動の充実が 35.4%、子どものスポーツや外遊びに充実に必要と思うことの設問では、子どもが体を動かしたくなる場の充実が 22.2%と高い割合であった。

このような中、地域における子どものスポーツ機会の場としては、スポーツ少年団や地域スポーツクラブ等での活動が重要であると考えられる。

市内のスポーツ少年団は現在 12 団体で、少子化等の影響もあり団数が年々減少するとともに、小学生の加入率が年々低下していることなど、各地域において、子どものスポーツの機会を十分提供できているとは言えない状況にある。

また、地域スポーツクラブのスポーツ指導者の確保、クラブの育成や事業の連携も不可欠である。

#### 【垂水市における少年団数と加入率】

年 度	団 数	小学生			中学生		
		児童数	団員数	加入率	生徒数	団員数	加入率
平成 20 年度	16	785	237	30.2%	445	29	6.5%
平成 21 年度	16	725	221	30.5%	428	26	6.1%
平成 22 年度	15	704	213	30.3%	407	19	4.7%
平成 23 年度	15	670	219	32.7%	389	19	4.9%
平成 24 年度	13	646	183	28.3%	367	18	4.9%
平成 25 年度	12	627	142	22.6%	362	22	6.1%

※団員数÷児童・生徒数=加入率



#### 【具体的施策の展開】

- ① 積極的にスポーツを行わない子どもに対して魅力ある活動を、行政や地区公民館、スポーツ推進委員等が連携して提供し、子どものスポーツ環境の充実を図るため、スポーツ少年団などをはじめとした、地域における子どもの多様なスポーツの機会の提供に取り組めます。



- ② 運動習慣が身に付いていない子どもや、スポーツが苦手な子どもを運動好きにするためのきっかけをもたらすとともに、豊かな人間性・社会性を育むため、大野自然学校や国立大隅青少年自然の家を活用した、ハイキング、トレッキング、サイクリング、キャンプ活動などの野外活動やスポーツ・レクリエーション活動の広報や取組を行います。



- ③ 学校、スポーツ少年団、小学校体育連盟、中学校体育連盟、市体育協会競技団体、スポーツ推進委員や野外活動関係団体等が連携して、子どもの多様なスポーツ活動が効率的・効果的に行われるための取組を推進するために、地域の実情に応じて、子どものスポーツに関する団体等が一堂に会する場を設定し、スポーツ倫理や体罰など子どもの指導等についての共通理解を促進させるとともに、子どものスポーツへの参加機会の選択肢を広げるための取組等について協議します。
- ④ スポーツ少年団やスポーツ団体においては、子どもの発達の段階に応じて多様な指導を行うことができるスポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るための講習会等に取り組めます。
- ⑤ 地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する、障がい者のニーズを把握し、障がい者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関しての研修会の開催を実施します。

#### 【施策にかかわる課】

社会教育課・教育総務課・学校教育課・保健福祉課

## 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

### (1) 若者のスポーツ参加の拡充や高齢者の体力づくりの支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と安全な環境

#### 【目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも」安全にスポーツに親しむことができる、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

#### 【成果イメージ又は目標値】

- 成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人となるようにする。
- 成人のスポーツ未実施者(1年に一度もスポーツをしなかった者)がゼロに近づけるようにする。

## 基本施策1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

#### 【現状と課題】

文部科学省の「体力・スポーツに関する世論調査」(平成21年1月)によると、週1回以上運動・スポーツを行う成人の割合は45.3%と概ね2人に1人、週3回以上は28.5%と概ね4人に1人となっている。世代別に見ると、週1回以上、週3回以上ともに20歳代、30歳代が他の世代と比べて低くなっている。

一方、運動・スポーツを年に1回も行わない成人の割合は、平成12年度には全体で31.9%であったものが、平成21年度には22.2%まで低下しているが、これを男女別に見ると概ね女性の方が高く、また年齢別に見ると、年齢が高くなるほど高くなっている。

平成25年11月に垂水市民を対象に実施した「運動・スポーツに関するアンケート調査」では、約60%の人が運動やスポーツを実施していない状況で、週に1日以上している者は20%であった。運動・スポーツを行った理由を見ると、「健康維持・体力の向上」が52.6%で「運動不足の解消」「友人、仲間との交流」「楽しみやストレス解消」という動機が強い傾向としてうかがえるため、このようなニーズにあった運動・スポーツを行える機会や環境を整備することが運動・スポーツを行う成人の割合を増やすために重要となると考えられる。

運動・スポーツを行わなかった理由を世代別に見ると、「仕事(家事・育児)が忙しくて時間がない」が各世代で最も多く挙げられ、70歳以上では「年をとっているか

ら」の理由が高い割合を占めており、運動・スポーツを行う際の阻害要因は世代によって多少異なっている。

「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（平成12年～平成24年）の最終評価においては、意識的に運動を心がけている人の割合は増加したが、運動習慣者の割合は変化がなく、運動・身体活動の重要性を理解しているものの行動に移せない状況にあることから、習慣化された行動パターンを変えることが求められている。

本市の市民課国保系の医療費の分析によると、会社等を定年退職した65歳～74歳の方、いわゆる前期高齢者の受診率が高く、国保の医療費の半分を占めている状況である。そのような状況から医療費を抑制するために、この方々の生活習慣病を予防するための、運動やスポーツの習慣化の取組が急務となっている。

またスポーツは、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類や程度に応じ必要な配慮をしつつ推進することがスポーツ基本法で求められており、さまざまなスポーツ活動を通じた障がい者の自立や社会参加を促す取組も進められているが、地域スポーツにおいては、障がい者のスポーツ活動に知識や見識のあるスポーツ指導者の確保や、障がい者に配慮した施設や設備の整備が課題となっている。

### 【具体的施策の展開】

- ① 誰もが気軽に参加できるスポーツ教室や講習会、イベント等を開催し、スポーツ活動への参加意欲を高めます。
- ② 個人の体力や生活のリズムに合わせ、気軽に楽しめるスポーツとして、ウォーキングやニュースポーツなどの振興・推進を図ります。
- ③ 健康の保持増進、生活習慣病の予防、体力づくりなどの観点から、市民が主体的に健康づくりに取り組むことが出来るように、保健指導と連携した運動の習慣化を推進します。
- ④ 中年期～高齢期のスポーツ活動等への支援充実を図り、学校体育施設など身近な場所で気軽に運動・スポーツに参加できる機会の充実に努めます。
- ⑤ 保健活動との連携を図り、健康運動指導士を活用した介護予防や健康・体力の保持増進を目的とする運動習慣に関する効果的な指導に努めます。
- ⑥ 市内唯一の総合型地域スポーツクラブ（柘原スポーツクラブ）の活用と新たな総合型地域スポーツクラブの発足への支援を図るとともに育成に努めます。

- ⑦ 障がいのある人が気軽にできるスポーツの普及やイベントとの開催・支援を推進することで、障がいのある人の自立と社会参加を進めます。
- ⑧ 各種関係機関や団体等との連携を強化し、障がいのある人がスポーツを楽しめる環境づくりの支援体制の充実に努めます。

### 【施策にかかわる課】

社会教育課・教育総務課・保健福祉課・市民課



## 基本施策2 スポーツにおける安全の確保

### 【現状と課題】

スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減を図ることは、安全な環境のもとで日常的にスポーツに親しむために不可欠である。

財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」では、平成21年度に18万7,763件の傷害保険支払の実績があり、この他にもスポーツ事故・外傷・障害等が非常に多く発生していることが推測されるため、地域スポーツにおける事故・外傷・障害等の実態を把握し、軽減することが喫緊の課題となっている。

また、スポーツ活動中の事故・外傷・障害等の防止や軽減を図るためには、スポーツ用具の安全性を確保することや、実技指導にあたるスポーツ指導者が、必要な知識・技術を習得して指導に活用することが重要となる。

スポーツ用具の安全性の確保については、施設管理者がスポーツ用具の定期的な点検や保管管理について一層の配慮を行うことが必要である。

公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人日本レクリエーション協会等による、公認スポーツ指導者の資格取得課程のカリキュラムでは、心肺蘇生法や外傷・障害等に対する救急処置等のスポーツ外傷・障害等の予防や対処法、熱中症の予防等が必修とさ

れている。しかし、現場のスポーツ指導者の全てがスポーツ指導者資格を有しているわけではなく、また、資格を有していても、常に最新のスポーツ医・科学に関する知識等を習得し続けることは容易ではない。

さらに、スポーツを行う際には、特に生死にかかわる急な心肺停止等についても十分対処できるようにしておくことが重要で、公共の場所における自動体外式除細動器（AED）の設置台数の増加により、早期除細動が実施され、心肺機能停止傷病者の社会復帰率の増加に寄与したという結果が報告されている。このため、スポーツ施設にAEDを設置することは人命救助に大きく寄与するものである。

現在、市内の公共施設や学校、地区公民館等にAEDが設置されており、地方公共団体や医療機関、スポーツ団体等でAEDの利用方法等の研修会が行われるなど、人命救助のための大きな力となっている。

しかし、AEDが全てのスポーツ施設に配置されていなかったり、AEDがあっても施設利用者が使用方法について十分認識していなかったりすることなどの課題もある。

### 【具体的施策の展開】

- ① スポーツ事故等に対応するために、スポーツ安全保険等の保険制度の周知を更に進めていきます。
- ② 施設のスポーツ用具等の点検を定期的に行い、利用者が安心して使えるために用具の更新や用具の保管方法の改善に努めていきます。
- ③ スポーツによる障害等に対応するため、スポーツ少年団や施設利用者などを対象としたAEDや救急措置等の講習会や研修会等を実施していきます。

### 【施策にかかわる課】

社会教育課・保健福祉課・消防本部



### 3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

#### (1) 地域に活力をもたらすスポーツ環境づくりと「支える」活動の推進

##### 【目標】

スポーツの力で、健康と地域の絆を生み出し、いきいきと輝く地域を目指し、地域に活力をもたらすことのできるスポーツ環境づくりへの取組を推進する。

##### 【成果イメージ又は目標値】

- スポーツを通じて地域の人々が交流するイベント等の開催や内容の充実が図られている。
- 地域でのイベントの開催を定期的に行えるようにするために、地域との連携が図られている。

#### 基本施策1 スポーツを通じた地域づくり・地域活性化の促進

##### 【現状と課題】

地域で子どもを育てる、地域で暮らす観点から、地域交流・世代間交流の場が重要とされている中で、地区公民館は非常に大きい役割を果たしている。

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備することは、地域社会の再生において重要な意義を有するものであるとともに、生涯を通じた住民のスポーツ参画の基盤となるものである。このような観点から、総合型地域スポーツクラブや地区公民館が、更に地域スポーツの担い手としての重要な役割を果たしていけるよう、育成とその活動の充実を図ることが大切である。

また、幼児から高齢者や障がい者を含めた交流が、理解ある地域を育むことに対しても、共に行うスポーツ活動がその機会の一つになる可能性をもっている。

このように、地域住民が一緒に運動をする機会を持つことは、地域のつながりを生み、地域の活性化をするうえでも有効な手段と考える。

##### 【具体的施策の展開】

- ① 地区公民館、スポーツ推進委員等と連携し、スポーツ・レクリエーション活動の支援やPRを強化し、地域住民が親睦を深め、身近にスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進します。
- ② 地域一丸となってスポーツに親しめる機会、市民が年代に関係なく家族でも参加できるようなスポーツの機会を設けるなど、スポーツによる地域交流・世代間交流を促進します。

- ③ スポーツイベント等において、地元企業や学校、地域住民との連携・協働の強化に努め、スポーツを地域振興のために積極的に活用していきます。
- ④ 地域資源・特徴を生かしたスポーツ活動を積極的に推進・支援します。

### 【施策にかかわる課】

社会教育課・水産商工観光課・保健福祉課

## 基本施策2 地域のスポーツや支える人材の育成・活動の推進

### 【現状と課題】

スポーツを「支える人」の重要な要素であるスポーツボランティアは、スポーツ少年団活動やその他のスポーツクラブ、社会体育活動等においても、運営やスポーツ指導を支えたり、競技大会や地域スポーツ大会等の運営を支えたりするなど、保護者をはじめ多くの方々の支援・協力により熱心に行われているが、アンケート調査の結果によると、あまりスポーツボランティアには参加していない。

地域のスポーツを推進する組織としては、16の競技団体が加盟する体育協会があり主に競技スポーツを中心に大会等が開催されている。

スポーツ推進委員会では、だれでも楽しめるニュースポーツの普及推進やウォーキング大会を開催するなど、地区公民館と連携し、地域におけるスポーツの普及・推進の観点から、スポーツ推進委員の果たす役割はたいへん重要となっており、スポーツ推進のために一層の活躍が期待されている。



また、老人クラブや競技団体、同好会等においても高齢者の心と身体の健康づくりや介護予防の一環としてウォーキングやグラウンドゴルフ、貯筋運動など誰もがいつまでもスポーツに親しむ活動も積極的に行われている。

そのような中、人材の高齢化や担い手の減少により、今後地域のスポーツを支える人材の育成が急務となっているため、積極的な人材の育成・発掘が求められている。

### 【具体的施策の展開】

- ① それぞれの競技団体等への活動支援を続けるとともに、協力連携して活動のさらなる充実を推進します。
- ② スポーツ指導者や地域において効果的に連絡調整を行うことのできる、スポーツ推進委員の資質向上のための研修機会の充実や、ボランティアの増加を図ります。
- ③ 地区公民館、スポーツ推進委員等と連携し、高齢者のスポーツ機会の提供とスポーツを実践する仲間づくりを支援します。
- ④ 介護予防等の観点から貯筋運動等の指導者育成を推進します。

### 【施策にかかわる課】

社会教育課・保健福祉課





## 4 国民体育大会やスポーツ合宿・大会等の誘致・開催等を通じた交流の推進

### (1) 「みる」スポーツの推進と競技力の向上

#### 【目標】

トップレベルの競技などを観戦し、スポーツの楽しさや喜びなどを共有することでスポーツに対する市民の意識の向上と競技力の向上を図る。

#### 【成果イメージ又は目標値】

- トップレベルの選手の試合誘致や交流、スポーツ講演会等が開催されている。
- 多種多様な競技のスポーツ合宿や大会等が誘致・開催されている。
- 国体等で活躍できる人材を輩出している。

### 基本施策1 「みる」スポーツの推進と競技力の向上

#### 【現状と課題】

本市の運動公園施設では、全国高校総体の女子バレーボールの大会や、夏のフェスタに合わせた、プロ野球名球界との野球交流、バレーボールの親善大会の開催やトップアスリートによる野球、サッカー、水泳、陸上教室等が開催されていた。

しかしながら、最近はそのような機会が少なくなったことより、スポーツに対する関心や興味が次第に薄れていっているように感じられる。

スポーツを見て感動する、交流することで市民のスポーツに対する関心が深まるものと考えられる。



また、2020年に開催予定の「東京オリンピック」や「鹿児島国体」で活躍する選手の発掘や支援など、学校やスポーツ団体等と連携し、スポーツの競技力向上に向けた取組みも必要であると考えられる。

### 【具体的施策の展開】

- ① それぞれの競技団体や関係機関と連携し、トップアスリートによるスポーツ教室や講演会などを実施します。
- ② スポーツ大会の誘致や、スポーツ合宿などの誘致活動を関係団体や関係課と連携し市民へ「みる」機会の充実を図ります。
- ③ 国体等で活躍する選手の発掘や支援等に取り組みます。

### 【施策にかかわる課】

社会教育課・学校教育課・水産商工観光課



## 5 スポーツ施設の整備とスポーツ情報の発信

### (1) スポーツ施設の整備充実と情報発信

#### 【目標】

スポーツ活動の基盤となる施設の整備を計画的に推進するとともに、施設の安全性、利便性、快適性の向上を図るため、幅広い視点から改善を推進する。

また、いつでも、どこでも、いつまでも、誰もが実践できる運動・スポーツや競技スポーツ活動を広く周知していくための、情報発信やスポーツニーズの把握に努める。

#### 【成果イメージ又は目標値】

- 社会体育施設等の整備計画に沿った、施設等の整備が行われている。
- 社会体育施設の利用者が、前年を上回るための利用促進活動が行われている。
- 運動・スポーツの大会の開催案内や結果報告など、住民が必要とする情報が発信されている。
- スポーツツーリズムによる交流人口が増加している。

### 基本施策1 スポーツ施設の充実

#### 【現状と課題】

垂水中央運動公園施設をはじめ、その他の社会体育施設、学校体育施設などは地域のスポーツ活動の場として多くの方に利用されている。

しかしながら、ほとんどの施設は老朽化のため、多くの利用者に不便をきたしている現状がある。

利用者が運動やスポーツなどを行う上で、施設の安全性は特に重要で、不安なく安心して使えることが大切である。

また、設備や利用する備品等も古くなって使えないものもあるなど、管理の充実を求める声もあり、高齢者や障がい者を含めた誰もが使いやすいスポーツ施設、楽しめるスポーツ環境となるような配慮が求められている。

学校施設開放事業による学校体育施設の利用については、市内小・中学校9校が地域に開放され有効に利用されているが、社会体育施設同様、施設の老朽化や備品等の不足など利用者に不便をきたしている状況もある。

平成25年11月に実施した「運動・スポーツに関するアンケート調査」では、新たに整備してほしい施設の設問については、グラウンドゴルフ場やサッカー場、水泳施設などの要望があった。

また、運動施設の利用可能な範囲の設問については、徒歩や自転車で通える距離が30.5%、車で15分程度の距離が26.8%であった。

### 【具体的施策の展開】

- ① 誰もが安心して快適にスポーツに親しめるスポーツ施設となるように、用具の安全点検や施設管理を行います。
- ② 垂水中央運動公園施設のあり方検討委員会の提言や、施設利用者の意見を反映した施設改修の年次計画等に基づき、耐震化など施設等の改修を行います。
- ③ 学校施設開放事業の取組の検証を行い、学校施設における安全確保やスポーツ用具の充実を図っていきます。

### 【施策にかかわる課】

社会教育課・教育総務課・学校教育課・財政課・企画課・土木課・水産商工観光課



## 基本施策2 スポーツを「する」「みる」「支える」きっかけ作りのための情報の充実

### 【現状と課題】

市民がスポーツ活動等のきっかけとなる上で、スポーツ情報は大変不可欠なものとなっている。本市のスポーツ情報については、錦江湾シーカヤック大会や市民体育祭、ニュースポーツ大会等などホームページや広報誌等による周知活動は行っているが、まだまだ市民全体への周知が確実になされていない現状がある。

平成25年11月に実施した「運動・スポーツに関するアンケート調査」では、地域スポーツに関する情報の入手手段としては、市の広報誌が48.9%であった。また、特に情報を入手していない人は31.5%であったことから、スポーツへの関心を深めるための何らかの手だてが必要であると思われる。

垂水中央運動公園等の施設において、スポーツ少年団をはじめ様々な団体が、教室や大会などを開催しているが、住民の多様な要望にあった効果的なスポーツ関連の情報発

信が不十分な状況である。

今後、市民がスポーツに関わっていく「きっかけ作り」のためにも情報発信は大変有効な手段の一つであると考えます。

### 【具体的施策の展開】

- ① 庁内関係課と連携を図り、各課が有するスポーツ関連情報の収集を行い、住民が必要とするスポーツ関連情報を提供します。
- ② 広報誌やホームページなどの各種媒体を活用し、スポーツ大会や行事・運動教室等の開催など、スポーツ関連の情報提供を更に進めていき、本市で開催されたスポーツ関連の結果などの情報発信に努めます。
- ③ ホームページや広報誌等を活用し、スポーツ関連の団体や同好会などの紹介、スポーツを「する」「みる」「支える」といった、市民がスポーツを始めるきっかけづくりの情報発信を行います。

### 【施策にかかわる課】

社会教育課・総務課・保健福祉課・水産商工観光課

## 基本施策3 スポーツツーリズム等の推進

### 【現状と課題】

スポーツツーリズムとは、日本が誇る優れたスポーツ資源・環境とツーリズム(観光事業)の融合であり、スポーツにかかわる旅行そのもの、あるいは周辺地観光を加えたプログラムだけではなく、スポーツを“支える”人びととの交流、旅先で気軽にスポーツが楽しめる環境の提供など、これまでの旅行スタイルを変革することや、健康と環境を重視し、スポーツの普及とスポーツを通じた地域活性化をめざしている。

平成25年11月に実施した「運動・スポーツに関するアンケート調査」で、垂水市に望ましい運動・スポーツ種目の設問では、ウォーキングや登山・ハイキングなどの割合が高かったことから、地域の特性や自然を生かしたスポーツ活動が望まれている。

本市には、猿ヶ城溪谷や刀剣山、高隈山系という自然豊かな場所が身近にあり、キャニオニングや登山など、多くの人々がこの地を訪れて自然に親しむとともに、体験活動が盛んに行われている。

このようなことから、自然環境を守り本市の豊かな自然と共生し、親しむ観光と多様な野外スポーツ等を生かしたスポーツツーリズムなどを推進することは、スポーツ活動

や交流人口の増加をもたらす、大変有効な手段の一つである。

そのほか温泉や食材など、本市には豊富な地域資源があることから、それを活用し、健康という観点からヘルスツーリズムとスポーツの融合など、様々な取組が期待できるのではないだろうか。

### 【具体的施策の展開】

- ① 渓谷や川、山、海などの、地域の特性や自然を生かした野外スポーツを積極的に実施し、スポーツツーリズムによる交流人口の増加を目指していきます。

### 【施策にかかわる課】

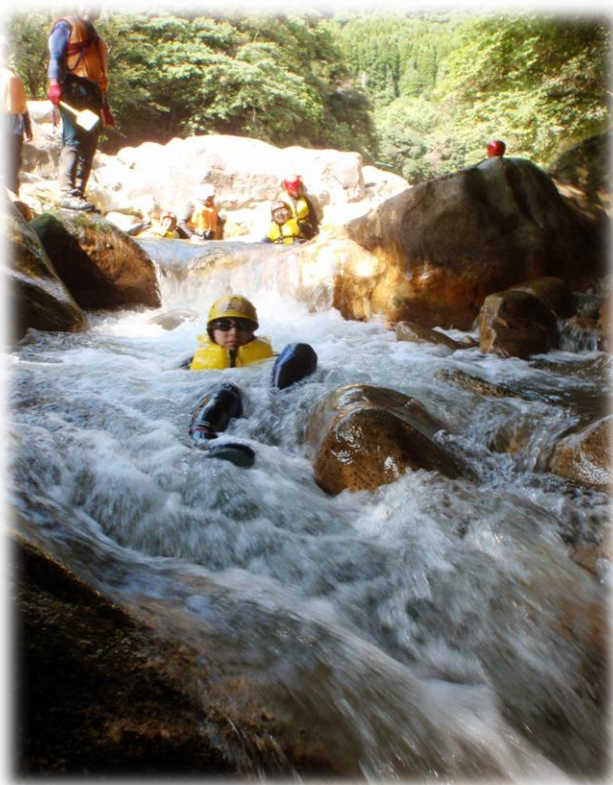
社会教育課・水産商工観光課・保健福祉課



<刀剣山>



<森の駅たるみず>



<キャニオニング>

## 1 垂水市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づき、本市における総合的かつ計画的なスポーツの推進を図ることを目的とした垂水市スポーツ推進計画(以下「計画」という。)を作成するため、垂水市スポーツ推進計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 計画策定に係る情報の収集及び分析に関すること。
  - (2) 計画の素案作成に関すること。
  - (3) 本市のスポーツ推進に関する重要事項についての調査及び審議に関すること。
- 2 検討委員会は、前項各号の事項について、垂水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に意見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員18人以内で組織する。

- 2 検討委員会の委員(以下「委員」という。)は、計画に関し、広く高い見識を有する各種団体の代表者、学識経験者及び公募による市民代表のうちから教育委員会が委嘱する。

### (運営)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員の委嘱期間は、委嘱をした日から平成26年3月31日までとする。
- 5 補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長を務める。

### (幹事)

第6条 検討委員会に幹事を置き、教育委員会事務局職員をもって充てる。

- 2 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

### (意見の聴取等)

第7条 検討委員会において必要があると認めるときは、検討委員会の構成委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会社会教育課市民スポーツ係において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月5日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

## 2 垂水市スポーツ推進計画検討委員会委員

役職	氏名	職名等
委員長	川西正志	鹿屋体育大学 副学長・教授
委員	北村尚浩	鹿屋体育大学 准教授
	堀之内芳平	垂水市体育協会 会長
	三園秀幸	垂水市スポーツ推進委員連絡協議会 会長
	川井田久幸	垂水市スポーツ少年団指導者連絡協議会 会長
	橋口敬二	垂水市地区公民館連絡協議会 会長
	小谷重治	垂水市老人クラブ連合会 副会長
	平野忍	垂水市身体障害者協会 副会長
	山田義之	垂水市観光協会理事
	瀬戸山淳子	垂水市女性運動スポーツ関係者
	長濱一成	市民公募者
	大保秀樹	垂水市小学校体育連盟会長（協和小学校長）
	田ノ上晃	垂水中央中学校長
	宮里一郎	垂水高等学校代表（教諭）
	前木場強也	企画課長
	篠原輝義	保健福祉課長
白木修文	市民課長	
山口親志	水産商工観光課長	

(敬称略、職名は在任当時)



### 3 計画策定の経過

月 日	項 目	備 考
11月11日(月)	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・委員長選出</li> <li>・スポーツ推進計画の背景・考え方</li> <li>・市民アンケートの実施について</li> </ul>
12月25日(水)	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進計画検討委員会のスケジュールについて</li> <li>・アンケート調査結果の集約状況について</li> <li>・スポーツ推進計画(案)のたたき台について</li> </ul>
1月23日(木)	第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進計画(案)の策定に係る計画説明及び意見の集約</li> <li>・スポーツ推進計画(案)のパブリックコメントの実施について</li> </ul>
3月 6日(木)	第4回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進計画(案)に係るパブリックコメントの結果報告</li> <li>・パブリックコメント意見等を反映した修正案の検討</li> <li>・スポーツ推進計画(案)の最終決定について</li> </ul>
3月17日(月)	垂水市経営会議	・垂水市スポーツ推進計画(案)策定の報告
	教育委員会定例会	・垂水市スポーツ推進計画(案)の審議及び議決
	垂水市課長会議	・垂水市スポーツ推進計画策定の報告
3月20日(木)	垂水市議会 全員協議会	・垂水市スポーツ推進計画策定の報告

## 資料編

### ○スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

<前文>

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自立的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ

適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念のっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念のっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

## 第三章 基本的施策

### 第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければ

ばならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

## 第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## 第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要となる特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

#### 第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの  
2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

## ○スポーツ基本計画（平成24年3月30日 文部省告示第65号）

<はじめに>

平成23年6月に制定されたスポーツ基本法においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うとされている。

スポーツ基本法のこのような理念の実現には、国をはじめ、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者等、スポーツに関する多様な主体が連携・協働して、スポーツの推進に総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要である。

ここに、スポーツ基本法第9条の規定に基づき、スポーツの推進に関する基本的な計画（「スポーツ基本計画」）を策定する。

### 第1章スポーツをめぐる現状と今後の課題

#### 1. 背景と展望

##### （1）我が国の社会の現状と目指すべき社会像

近年、我が国は、少子高齢化や情報化の進展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進んだほか、グローバル化に伴い国際的な協力・交流が活発になる一方、国際競争も激化するなど、我が国を取り巻く社会環境や価値観は急激に変化している。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの人命が奪われるとともに、国民生活にも未曾有の大きな被害をもたらした。現在も復旧・復興が大きな課題となっているが、そのプロセスを通じて、「社会の絆」の重要性が改めて認識された。このような環境の変化に対応して、我が国の社会が将来も持続的な発展を遂げるためには、人々が深い絆で結ばれた地域社会が健在であり続け、そこでは、次代を担う青少年が、他者との協同や公正さと規律を学びながら健全に育つとともに、人々が健康に長寿を享受できる社会を実現することが必要であると考えられる。

さらには、国民が自国に誇りを持つことができ、我が国が国際的にも信頼され、尊敬される国であることを目指すべきである。そして、そのような社会を目指すに当たっては、スポーツには大きな貢献が期待される。これは、被災地でのスポーツによる被災者や避難者を元気づける取組からも分かるように、スポーツは、状況や社会を変える大きな力を持つものであるからである。

##### （2）スポーツ基本法の制定

～背景とスポーツの果たす役割の明確化～

スポーツの振興については、平成13年からのスポーツ振興基本計画に基づく振興方策の結果、子どもの体力の低下傾向に歯止めがかかるとともに、成人のスポーツ実施率やオリンピックにおけるメダル獲得率が上昇したが、なお計画に掲げる目標には達していない状況にある。

スポーツ界では、ガバナンスの向上やドーピング防止、スポーツ仲裁等のスポーツ界の透明性、公平・公正性に対する要請が高まるとともに、プロスポーツ及び障害者スポーツの発展や国際化の進展等の大きな環境変化が生じている。

上記のような我が国の社会の現状や国際的な環境変化を踏まえ、スポーツ界における新たな課題に対応するため、超党派の国会議員で構成される議員連盟の提案により、スポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、新たにスポーツ基本法が制定され、平成23年8月24日に施行された。スポーツ基本法は、スポーツを取り巻く現代的課題を踏まえ、スポーツに関する基本理念を定め、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体等の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を規定するものである。同法は、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとするとともに、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしている。今後のスポーツの推進に当たっては、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすというスポーツの内在的な価値とともに、前述のようなスポーツが果たす役割を常に念頭におく必要がある。

##### （3）スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出

上記のようなスポーツの役割の重要性に鑑み、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指していくことが必要であり、その具体的な社会の姿として以下のものを掲げる。

- ① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活力に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

こうした社会を目指す過程において、またその実現により、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合いに支え合う「新たなスポーツ文化」の確立を目指していくことが必要である。

#### 2. スポーツ基本計画の策定

スポーツ基本計画は、スポーツ基本法に基づき、文部科学大臣が、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるものである。したがって、スポーツ基本計画は、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関

係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置づけられるものであり、今後のスポーツ施策はスポーツ基本計画に基づき推進されることとなる。計画の期間については、総合的で包括的な計画とするという観点から10年間程度を見通した計画としつつ、社会やスポーツ界の変化の早さに適切に対応し、期間経過後における施策の評価を改善サイクルに結びつけるため、平成24年度から、概ね5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策を体系化している。

なお、今後概ね10年間のスポーツ施策の基本的な方向性を示すものとして、文部科学省は、平成22年8月に「スポーツ立国戦略」を策定している。そこでは、「新たなスポーツ文化」の確立を目指し、「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」と「連携・協働の推進」を基本的な考え方とし、ライフステージに応じたスポーツ機会の創造、世界で競い合うトップアスリートの育成・強化、スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出、スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上、社会全体でスポーツを支える基盤整備を重点戦略と位置づけているが、「スポーツ立国戦略」の内容で引き続き有効なものについては、スポーツ基本計画の策定にあたり必要に応じて取り入れている。

スポーツ基本法では、地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとされている。本計画が、地方公共団体の計画策定の指針となるよう、国と地方公共団体が果たすべき役割に留意して策定している。

次章では、10年間を通じた基本方針を明らかにするとともに、第3章において、今後5年間にどのように具体的な施策に取り組んでいくかを、客観的な到達目標を明らかにしつつ、現状と課題の分析や、それを踏まえ展開すべき施策を明示する。

## 第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

スポーツの果たす役割を踏まえ、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、本計画においては、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題としつつ、さらに、前章1.（3）において示した「幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の具体的な内容を達成するため、次の課題ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組み、スポーツ立国の実現を目指すこととする。

その際、スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦等スポーツを「観る人」、そして指導者やスポーツボランティアといった「支える（育てる）人」にも着目し、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えるものとする。

- ① 青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど人格の形成に積極的な影響を及ぼし、次代を担う人材を育成するため、子どものスポーツ機会を充実する。
- ② 心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する。
- ③ 人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に貢献するため、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備する。
- ④ 国際競技大会における日本人選手の活躍が、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高め、我が国の社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するため、国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備を行う。
- ⑤ 国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなどにより、我が国の国際的地位を向上させるため、オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流を推進する。
- ⑥ 才能ある若い世代が夢や希望を持ってスポーツ界に進めるなど、誰もが、安全かつ公正な環境の下でスポーツに参画できる機会を充実させるため、スポーツ界の透明性、公平・公正性を向上させる。
- ⑦ 地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するというスポーツ界の好循環を創出する。

なお、①の子どものスポーツ機会の充実と②のライフステージに応じたスポーツ活動の推進については、幼児から高齢者まで誰もがライフステージに応じてスポーツに参画できる環境づくりという点では共通している。また、③の住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備は、これらの基盤となるものであり、これらに係る施策の一体的な推進を図ることとする。

## 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

### 1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

政策目標：子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。そうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間で体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。

子どもにとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど人間形成に重要な役割を果たすものである。子どもの体力については、文部科学省が実施している「体力・運動能力調査」によると、平成13年から約10年間にわたり概ね低下傾向に歯止めがかかってきており、子どもの体力向上に関するこれまでの施策は、全体的に効果は出てきているが、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると、基礎的運動能力は依然として低い状況にある。

また、近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められることから、運動習慣が身に



付いていない子どもに対する支援の充実等は引き続き大きな課題としてある。このため、子どもが積極的にスポーツに取り組む態度を育成することが必要であり、学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子どもが十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができる環境の整備を図る。

また、こうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向を維持し、確実なものとする。

#### (1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進

##### ①施策目標：

「全国体力・運動能力等調査」等による検証を行いつつ、子どもが積極的に運動遊び等を通じてスポーツに親しむ習慣や意欲を養い、体力の向上を図る。

#### (2) 学校の体育に関する活動の充実

##### ①施策目標：

教員の指導力の向上やスポーツ指導者の活用等による体育・保健体育の授業の充実、運動部活動の活性化等により、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わえるようにするとともに、体力の向上を図る。

#### (3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

①施策目標：地域社会全体が連携・協働して、総合型クラブをはじめとした地域のスポーツ環境の充実により、子どものスポーツ機会を向上させる。

### 2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

政策目標：ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。

人々がライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠である。このような観点から、国民の誰もが、各人の自発性のもと、各々の興味・関心・適性等に応じて日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画できる環境の整備を図る。その際、障害者が自主的かつ積極的にスポーツ活動に取り組めるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をすることが必要である。

また、スポーツを行う者の安全性を確保するため、医学・歯学・生理学・心理学・力学をはじめ経営学や社会学等を含めたスポーツ医・科学（「スポーツ医・科学」）の研究成果を活用しつつ、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減を図る。

#### (1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

##### ①施策目標：

年齢、性別を問わず人々がスポーツを行うようにするとともに、既にスポーツを行っている者についてはさらなる実施頻度の向上を目指し、ライフステージに応じたスポーツ参加等を促進する環境を整備する。

#### (2) スポーツにおける安全の確保

##### ①施策目標：

安心してスポーツ活動を行うための環境を整備し、スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減を図る。

### 3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

#### 政策目標：

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備することは、地域社会の再生において重要な意義を有するものであるとともに、生涯を通じた住民のスポーツ参画の基盤となるものである。このような観点から、総合型地域スポーツクラブ（「総合型クラブ」）を中心とする地域スポーツクラブが、地域スポーツの担い手としての重要な役割を果たしていけるよう、さらなる育成とその活動の充実を図る。また、ライフステージに応じて住民が安心して地域でスポーツ活動に取り組んでいくためには、その基盤として、住民のニーズに応えつつ、スポーツ指導者やその活動の場となるスポーツ施設等を充実させる必要がある。さらに、地域の企業や大学は、人材や施設、研究能力等、スポーツについて豊富な資源を有しており、地域スポーツにおいて、これらを積極的に活用していくため、企業や大学等との連携を図る。

(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

①施策目標：

総合型クラブを中心とする地域スポーツクラブがスポーツを通じて「新しい公共」を担い、コミュニティの核となるよう、地方公共団体の人口規模や高齢化、過疎化等に留意しつつ、各市区町村に少なくとも1つは総合型クラブが育成されることを目指す。

さらに、総合型クラブがより自立的に運営することができるようにするため、運営面や指導面において周辺の地域スポーツクラブを支えることができる総合型クラブ（「拠点クラブ」）を広域市町村圏（全国300箇所程度）を目安として育成する。

(2) 地域のスポーツ指導者等の充実

①施策目標：

地域住民やスポーツ団体等のニーズを踏まえつつ、スポーツ指導者等の養成を推進するとともに、資格を有するスポーツ指導者の有効活用を図る。

(3) 地域スポーツ施設の充実

①施策目標：

地域における身近なスポーツ活動の場を確保するため、学校体育施設等の有効活用や地域のスポーツ施設の整備を支援する。

(4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

①施策目標：

企業や大学に蓄積された人材やスポーツ施設、スポーツ医・科学の研究成果等を地域スポーツにおいて活用するための連携・協働の推進を図る。

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

政策目標：

国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。

そうした取組を通して、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会（夏季大会17位（2008／北京）、冬季大会8位（2010／バンクーバー））以上をそれぞれ目標とする。

アスリートは、不断の努力の積み重ねにより、人間の可能性の極限を追求している。また、同時に、その活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動などをもたらすものである。スポーツ基本法では、アスリートが、オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会等の国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策について、相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならないと定められている。

こうしたことを踏まえ、国際競技力の向上を図るためには、ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化や、スポーツ指導者等の養成・研修、強化・研究活動等の拠点構築といった育成プログラム、人材、拠点という三つの観点から取り組むことが必要である。

(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

①施策目標：

トップアスリートを発掘・育成・強化するため、スポーツ団体や強化・研究関係機関、地域等との連携により、ジュニア期からトップレベルに至る体系的かつ戦略的な支援を強化する。

(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成

①施策目標：

スポーツ指導者及び審判員等トップスポーツの推進に寄与する人材の養成や、トップアスリートからスポーツ指導者等に至るキャリアの形成を行う体制を充実させる。

(3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

①施策目標：

国際競技力の向上を推進する拠点体制として、世界水準に対応したナショナルトレーニングセンター（「NTC」）、国立スポーツ科学センター（「JISS」）、大学等の拠点を整備し、強化・研究関係機関の相互の連携強化を促進する。

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

政策目標：

国際的な貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への

深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

スポーツの普及振興、オリンピック競技大会参加の組織体制整備のため「大日本体育協会」が創立され、国際オリンピック委員会に承認されてから100年が経過した。スポーツを通じた国際的な交流や貢献は、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

このため、オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会等の国際競技大会等の招致・開催を進めることで、こうした国際的な交流の機会を拡充していくとともに、我が国スポーツ界から国際的なスポーツ界で活躍できるような人的ネットワークを築いていくことが必要である。

#### (1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等

##### ①施策目標：

国や独立行政法人、地方公共団体、スポーツ団体等関係機関が連携し、国際競技大会等の積極的な招致及び円滑な開催を支援する。

#### (2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

##### ①施策目標：

国際スポーツ界において活躍できる人材を養成し、情報を収集・発信する体制を整備するとともに、国際的な人的ネットワークを構築し、我が国の貢献度や存在感を高める。

#### 6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

##### 政策目標：

スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。

スポーツ界の透明性や公平・公正性を向上させることは、誰もが安全かつ公正な環境の下でスポーツに参画できる機会を充実させるための基礎条件である。また、このことは、次代を担う青少年が、スポーツを通じて、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度等を培っていくためにも重要である。ドーピングについては、アスリートに重大な健康被害をもたらすことに加え、フェアプレイの精神に反し、青少年に悪影響を及ぼすなどの問題があるため、その撲滅に向けて国内外で取組が進められてきたが、国際連合教育科学文化機関（「UNESCO」）の「ドーピング防止に関する国際規約」やスポーツ基本法でも、国はドーピング防止活動の推進に必要な施策を講じることとされた。このような観点から、国際的な水準のドーピング検査やドーピングに関する教育・啓発等の防止活動の充実を図る。

さらに、スポーツ界の透明性、公平性・公正性を高めるためには、その主体であるスポーツ団体が、社会的な責任に応える組織運営を行うことが必要であり、スポーツ基本法では、スポーツ団体が、運営の透明性を確保するとともに、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に努めることとされ、国はスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講じることとされた。このような観点から、ガイドラインの策定等によりスポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営体制の透明度を高めるとともに、スポーツ紛争の解決のための基礎的な環境整備を図る。

#### (1) ドーピング防止活動の推進

##### ①施策目標：

国際的な水準のドーピング検査・調査体制の充実、検査技術・機器等の研究開発の推進、情報提供体制の充実、教育・研修、普及啓発を通じた、ドーピング防止活動を充実させる。

#### (2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進

##### ①施策目標：

スポーツ団体と協力し、スポーツ団体の組織運営体制の在り方に関するガイドラインを策定すること等により、ガバナンスを強化し、透明性が高い組織運営体制を整備したスポーツ団体を継続的に増加させる。

#### (3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

##### ①施策目標：

スポーツ団体と連携し、スポーツ仲裁の自動受諾条項を置くスポーツ団体の継続的な増加等スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた基礎的環境整備を推進する。

#### 7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

##### 政策目標：

トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

世界の舞台で活躍するトップアスリートは、地域スポーツや学校の体育に関する活動等地域におけるスポーツの中で生まれ、長期間にわたるたゆまぬ努力により、その才能を開花させたものである。

また、トップスポーツにより培われるアスリートの技術や経験、人間的な魅力は社会的な財産であり、それらを地域におけるスポーツに還元することは、スポーツの活性化と裾野の拡大につながるるとともに、新たな次世代アスリートの発掘・

育成によるトップスポーツの伸長にも寄与するものと考えられる。

このような好循環の創出に向け、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。その際、スポーツに関する専門的人材及び施設を有する企業・大学等が地域スポーツの担い手の一つとして地域における連携・協働に加わることは、このような好循環にも資することから、地域スポーツと企業・大学等との連携・協働も推進する。

(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

①施策目標：

次世代アスリートの育成と地域スポーツの推進や学校の体育に関する活動の充実等を目的とした、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進を図る。

(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

①施策目標：

企業や大学に蓄積された人材やスポーツ施設、スポーツ医・科学の研究成果等を地域スポーツにおいて活用するための連携・協働の推進を図る。

第4章施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

第3章において掲げた施策を今後総合的かつ計画的に推進するため、スポーツの推進に関わる全ての関係者は、以下の諸点に留意して取り組んでいくこととする。

なお、第1章においても言及したが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は戦後我が国が直面した最大規模の危機であり、今後5年間にわたる本計画の実施にあたっては、スポーツの意義・役割を踏まえ、スポーツが我が国の再生に貢献することを目指すこととする。

(1) 国民の理解と参加の推進

スポーツ基本法においては、スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利であり、国民が自主的、自立的に行うことができるようにすることを旨として、推進することとされている。このような観点から、国、独立行政法人、地方公共団体及びスポーツ団体は、スポーツを通じて、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深めるとともに、スポーツに対する国民の参加・支援を促進するよう努力する。そのためには、国において、スポーツの幅広い国民への普及のための基盤整備が求められるとともに、住民に身近な地方公共団体においても、条例や地方スポーツ推進計画の策定等を通じ、住民のスポーツに対する参加・支援を促していくことが期待される。

(2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進

スポーツ基本法においては、スポーツの推進には、国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の多様な主体による連携・協働が必要不可欠であるとされている。その際、スポーツ団体等の自主性は尊重されるべきであり、独立行政法人日本スポーツ振興センター、統括団体である公益財団法人日本オリンピック委員会（「JOC」）、公益財団法人日本体育協会（「日体協」）、公益財団法人日本障害者スポーツ協会（「J SAD」）及び公益財団法人日本レクリエーション協会（「レク協」）をはじめとするスポーツ団体等のスポーツの推進に向けた主体的な連携・協働が期待される。このようなスポーツ団体等による主体的な連携・協働を円滑に行うため、関係団体間の人事交流の機会や、関係者による連絡・協議の場を設けることも検討する必要がある。

国は、地方公共団体及びスポーツ団体等との健全なパートナーシップの下、これらと連携・協働して我が国のスポーツの推進に取り組むことが肝要である。また、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うこととする。さらに、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じることとする。地方公共団体においても、施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、首長部局や教育委員会等スポーツを所管する組織間の連携の強化が期待される。スポーツ界全体の連携・協働に資するよう、日本スポーツ振興センターは、保有する人的資源（研究・支援スタッフ等）、物的資源（施設、設備（研究機器、トレーニング機器））を十分に活用するとともに、助成機能（スポーツ振興基金助成、スポーツ振興くじ助成）、情報機能（本計画に係る各種施策の効果的な推進と充実に資する国内外の情報の収集・分析・提供機能、情報・海外拠点を含む。）を十分に発揮し、これらを相互に連携させ、一体的かつ効果的・効率的に業務を推進することができるよう方策を検討する。さらに、スポーツの推進のための中心的な役割を果たす独立行政法人として、日体協、JOC、J SAD、レク協及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構等の関係機関との連携・協働及び関係機関相互の連携・協働を推進する枠組みの構築を図るなど、日本スポーツ振興センターの体制を整備する。

(3) スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用

スポーツ基本法では、政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じると規定されている。

国のスポーツに対する支出は、国内総生産（GDP）との対比で見ると、諸外国と比べて高いとは言えない水準にある。また、地方公共団体のスポーツ関係支出額・地方財政に占める割合は、いずれも平成7年度をピークに近年半減するという厳しい状況にある。スポーツの推進に必要な財源の確保のため、財政事情等を考慮しつつ、国として責任をもって取り

組む施策の実施に必要な予算措置の充実に努めるとともに、寄附税制やスポーツ振興基金・スポーツ振興投票制度等を活用し、寄附文化の醸成を通じた民間資金の導入を進め、その効果的・効率的な活用を図ることが必要である。また、スポーツ振興投票制度については、さらに助成財源を確保するため、売り上げの一層の向上や業務運営の効率化により収益の拡大に努め、スポーツの推進のための貴重な財源として有効に活用する。加えて、国民に対して、スポーツ振興投票の実施により得られる収益等が、スポーツ推進の財源としてスポーツを支えていることを周知する。

#### (4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

本計画を実施し、スポーツ立国を実現させるためには、計画の進捗状況について計画期間中に不断の検証を行い必要な施策を講じるとともに、検証の結果を次期計画の策定における改善に着実に反映させることが重要である。

このため、計画が未達成の場合に設定目標の当否を含めその原因を客観的に検証するとともに、計画内容の見直しに当たっては、内外の社会情勢やスポーツ界の変化を踏まえ、着実かつ効果的な改善方策を検討することとする。

また、計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価することを可能とする評価方法や指標等の開発を図る。その際、国民の参加によるスポーツの推進の観点から、国民に分かりやすく説明できるように工夫することとする。

## ○幼児期運動指針（平成24年3月28日 文部科学省通知）

### 1 幼児を取り巻く社会の現状と課題

現代の社会は、科学技術の飛躍的な発展などにより、生活が便利になっている。生活全体が便利になったことは、歩くことをはじめとした体を動かす機会を減少させるだけでなく、子どもにとっては、家事の手伝いなどの機会を減少させた。さらに一般的な生活をするためだけであれば、必ずしも高い体力や多くの運動量を必要としなくなっており、そうした大人の意識は、子どもが体を動かす遊びをはじめとする身体活動の軽視につながっている。

都市化や少子化が進展したことは、社会環境や人々の生活様式を大きく変化させ、子どもにとって遊ぶ場所、遊ぶ仲間、遊ぶ時間の減少、そして交通事故や犯罪への懸念などが体を動かして遊ぶ機会の減少を招いている。

文部科学省で平成19年度から21年度に実施した「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究（以下、文部科学省調査という。）」においても、体を動かす機会の減少傾向がうかがえる結果であったことから、このような社会の変化は幼児においても同様の影響を与えていると考えられる。このことは、結果的に幼児期からの多様な動きの獲得や体力・運動能力に影響している。

幼児にとって体を動かして遊ぶ機会が減少することは、その後の児童期、青年期への運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成の障害に止まらず、意欲や気力の減弱、対人関係などコミュニケーションをうまく構築できないなど、子どもの心の発達にも重大な影響を及ぼすことにもなりかねない。

このような状況を踏まえると、主体的に体を動かす遊びを中心とした身体活動を、幼児の生活全体の中に確保していくことは大きな課題である。

### 2 幼児期における運動の意義

幼児は心身全体を働かせて様々な活動を行うので、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し合い積み重ねられていく。このため、幼児期において、遊びを中心とする身体活動を十分に行うことは、多様な動きを身に付けるだけでなく、心肺機能や骨形成にも寄与するなど、生涯にわたって健康を維持したり、何事にも積極的に取り組む意欲を育んだりするなど、豊かな人生を送るための基盤づくりとなることから、以下のような様々な効果が期待できる。

#### (1) 体力・運動能力の向上

体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかかわっており、人が生きていくために重要なものである。特に幼児期は、神経機能の発達が著しく、タイミングよく動いたり、力の加減をコントロールしたりするなどの運動を調整する能力が顕著に向上する時期である。この能力は、新しい動きを身に付けるときに重要な働きをする能力であるとともに、周りの状況の的確な判断や予測に基づいて行動する能力を含んでおり、けがや事故を防止することにもつながる。このため、幼児期に運動を調整する能力を高めておくことは、児童期以降の運動機能の基礎を形成するという重要な意味を持っている。

また、日ごろから体を動かすことは、結果として活動し続ける力（持久力）を高めることにもつながる。

#### (2) 健康的な体の育成

幼児期に適切な運動をすると、丈夫でバランスのとれた体を育みやすくなる。特に運動習慣を身に付けると、身体の諸機能における発達が促されることにより、生涯にわたる健康的で活動的な生活習慣の形成にも役立つ可能性が高く、肥満や痩身を防ぐ効果もあり、幼児期だけでなく、成人後も生活習慣病になる危険性は低くなると考えられる。また、体調不良を防ぎ、身体的にも精神的にも疲労感を残さない効果があると考えられる。

#### (3) 意欲的な心の育成

幼児にとって体を動かす遊びなど、思い切り伸び伸びと動くことは、健やかな心の育ちも促す効果がある。また、遊びから得られる成功体験によって育まれる意欲や有能感は、体を活発に動かす機会を増大させるとともに、何事にも意欲的に取り組む態度を養う。

#### (4) 社会適応力の発達

幼児期には、徐々に多くの友達と群れて遊ぶことができるようになっていく。その中でルールを守り、自己を抑制し、コミュニケーションを取り合いながら、協調する社会性を養うことができる。

#### (5) 認知的能力の発達

運動を行うときは状況判断から運動の実行まで、脳の多くの領域を使用する。すばやい方向転換などの敏捷な身のこなしや状況判断・予測などの思考判断を要する全身運動は、脳の運動制御機能や知的機能の発達促進に有効であると考えられる。

幼児が自分たちの遊びに合わせてルールを変化させたり、新しい遊び方を創り出したりするなど、遊びを質的に変化させていこうとすることは、豊かな創造力も育むことにもつながる。

### 3 幼児期運動指針策定の意図

幼児期における運動の実践は、心身の発育に極めて重要であるにも関わらず、全ての幼児が十分に体を動かす機会に恵まれているとはいえない現状がある。そこで、幼児の心身の発達の特性に留意しながら、幼児が多様な運動を経験できるような機会を保障していく必要がある。

その際、幼児期の運動は、一人一人の幼児の興味や生活経験に応じた遊びの中で、幼児自らが体を動かす楽しさや心地よさを実感することが大切であることから、幼児が自発的に体を動かして遊ぶ機会を十分保障することが重要である。さらに、幼児が楽しく体を動かして遊んでいる中で、多様な動きを身に付けていくことができるように、様々な遊びが体験できるような手立てが必要となる。

これらを実現するためには、保護者や、幼稚園、保育所などの保育者をはじめ、幼児に関わる人々が幼児期の運動をどのようにとらえ、どのように実施するとよいのかについて、おおむね共有していくことが重要である。そこで、運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指し、幼児期の運動の在り方についての指針を策定した。なお、ここで示す幼児とは、3歳から6歳の小学校就学前の子どもを指す。

### 4 幼児期の運動の在り方

#### (1) 運動の発達の特性と動きの獲得の考え方

幼児期は、生涯にわたって必要な多くの運動の基となる多様な動きを幅広く獲得する非常に大切な時期である。動きの獲得には、「動きの多様化」と「動きの洗練化」の二つの方向性がある。

「動きの多様化」とは、年齢とともに獲得する動きが増大することである。幼児期において獲得しておきたい基本的な動きには、立つ、座る、寝ころぶ、起きる、回る、転がる、渡る、ぶら下がるなどの「体のバランスをとる動き」、歩く、走る、はねる、跳ぶ、登る、下りる、這(は)う、よける、すべるなどの「体を移動する動き」、持つ、運ぶ、投げる、捕る、転がす、蹴る、積む、こぐ、掘る、押す、引くなどの「用具などを操作する動き」が挙げられる。通常、これらは、体を動かす遊びや生活経験などを通して、易しい動きから難しい動きへ、一つの動きから類似した動きへと、多様な動きを獲得していくことになる。

「動きの洗練化」とは、年齢とともに基本的な動きの運動の仕方(動作様式)がうまくなっていくことである。幼児期の初期(3歳から4歳ごろ)では、動きに「力み」や「ぎこちなさ」が見られるが、適切な運動経験を積むことによって、年齢とともに無駄な動きや過剰な動きが減少して動きが滑らかになり、目的に合った合理的な動きができるようになる。

次に、目安として幼児期における一般的な運動の発達の特性と経験しておきたい遊び(動き)の例について示す。なお、幼児の発達は、必ずしも同様ではないため、一人一人の発達の実情をとらえることに留意する必要がある。

#### 1) 3歳から4歳ごろ

基本的な動きが未熟な初期の段階から、日常生活や体を使った遊びの経験をもとに、次第に動き方が上手にできるようになっていく時期である。特に幼稚園、保育所等の生活や家庭での環境に適応しながら、未熟ながらも基本的な動きが一通りできるようになる。次第に自分の体の動きをコントロールしながら、身体感覚を高め、より巧みな動きを獲得することができるようになっていく。

したがって、この時期の幼児には、遊びの中で多様な動きが経験でき、自分から進んで何度も繰り返すことにおもしろさを感じることができるような環境の構成が重要になる。例えば、屋外での滑り台、ブランコ、鉄棒などの固定遊具や、室内での巧技台やマットなどの遊具の活用を通して、全身を使って遊ぶことなどにより、立つ、座る、寝ころぶ、起きる、回る、転がる、渡る、ぶら下がるなどの「体のバランスをとる動き」や、歩く、走る、はねる、跳ぶ、登る、下りる、這(は)う、よける、すべるなどの「体を移動する動き」を経験しておきたい。

#### 2) 4歳から5歳ごろ

それまでに経験した基本的な動きが定着しはじめる。

友達と一緒に運動することに楽しさを見だし、また環境との関わり方や遊び方を工夫しながら、多くの動きを経験するようになる。特に全身のバランスをとる能力が発達し、身近にある用具を使って操作するような動きも上手になっていく。

さらに遊びを発展させ、自分たちでルールや決まりを作ることにおもしろさを見いだしたり、大人が行う動きのまねをしたりすることに興味を示すようになる。例えば、なわ跳びやボール遊びなど、体全体でリズムをとったり、用具を巧みに操作したりコントロールさせたりする遊びの中で、持つ、運ぶ、投げる、捕る、転がす、蹴る、積む、こぐ、掘る、押す、引くなどの「用具などを操作する動き」を経験しておきたい。

#### 3) 5歳から6歳ごろ

無駄な動きや力みなどの過剰な動きが少なくなり、動き方が上手になっていく時期である。

友達と共通のイメージをもって遊んだり、目的に向かって集団で行動したり、友達と力を合わせたり役割を分担したりして遊ぶようになり、満足するまで取り組むようになる。それまでの知識や経験を生かし、工夫をして、遊びを発展させる姿も見られるようになる。

この時期は、全身運動が滑らかで巧みになり、全力で走ったり、跳んだりすることに心地よさを感じるようになる。ボールをつきながら走るなど基本的な動きを組み合わせた動きにも取り組みながら、「体のバランスをとる動き」「体を移

動する動き」「用具などを操作する動き」をより滑らかに遂行できるようになることが期待される。そのため、これまでより複雑な動きの遊びや様々なルールでの鬼遊びなどを経験しておきたい。

## (2) 運動の行い方

幼児期は、生涯にわたる運動全般の基本的な動きを身に付けやすく、体を動かす遊びを通して、動きが多様に獲得されるとともに、動きを繰り返し実施することによって動きの洗練化も図られていく。また、意欲をもって積極的に周囲の環境に関わることで、心と体が相互に密接に関連し合いながら、社会性の発達や認知的な発達が促され、総合的に発達していく時期である。

そのため、幼児期における運動については、適切に構成された環境の下で、幼児が自発的に取り組む様々な遊びを中心に体を動かすことを通して、生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基盤を培うことが必要である。

また、遊びとしての運動は、大人が一方的に幼児にさせるのではなく、幼児が自分たちの興味や関心に基づいて進んで行うことが大切であるため、幼児が自分たちで考え工夫し挑戦できるように指導が求められる。なお、幼児にとって体を動かすことは遊びが中心となるが、散歩や手伝いなど生活の中での様々な動きを含めてとらえておくことが大切である。

これらを総合的に踏まえると、幼稚園、保育所などに限らず、家庭や地域での活動も含めた一日の生活全体の身体活動を合わせて、幼児が様々な遊びを中心に、毎日、合計60分以上、楽しく体を動かすことが望ましい。また、その推進に当たっては、次の3点が重要である。

### 1) 多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れること

幼児期は運動機能が急速に発達し、体の基本的な動きを身に付けやすい時期であることから、多様な運動刺激を与えて、体内に様々な神経回路を複雑に張り巡らせていくことが大切である。それらが発達することにより、普段の生活に必要な動きをはじめ、とっさの時に身を守る動きや将来的にスポーツに結び付く動きなど多様な動きを身に付けやすくすることができる。そのためには、幼児が自発的に様々な遊びを体験し、幅広い動きを獲得できるようにする必要がある。幼児にとっての遊びは、特定のスポーツ(運動)のみを続けるよりも、動きの多様性があり、運動を調整する能力を身に付けやすくなる。幼児期には体を動かす遊びなどを通して多様な動きを十分経験しておくことが大切である。

体を動かす遊びには、先に挙げたように多様な動きが含まれる。例えば、鬼遊びをすると、「歩く、走る、くぐる、よける」などの動きを、夢中になって遊んでいるうちに総合的に経験することになる。そのため、幼児期には様々な遊びを楽しく行うことで、結果的に多様な動きを経験し、それらを獲得することが期待される。

### 2) 楽しく体を動かす時間を確保すること

多様な動きの獲得のためには、量(時間)的な保障も大切である。一般的に幼児は、興味をもった遊びに熱中して取り組むが、他の遊びにも興味をもち、遊びを次々に変えていく場合も多い。そのため、ある程度の時間を確保すると、その中で様々な遊びを行うので、結果として多様な動きを経験し、それらを獲得することになる。

文部科学省調査では、外遊びの時間が多い幼児ほど体力が高い傾向にあるが、4割を超える幼児の外遊びをする時間が一日1時間(60分)未満であることから、多くの幼児が体を動かす実現可能な時間として「毎日、合計60分以上」を目安として示すこととした。幼児にとって、幼稚園や保育所などでの保育がない日でも体を動かすことが必要であることから、保育者だけでなく保護者も共に体を動かす時間の確保が望まれる。

なお、幼児が体を動かす時間は、環境や天候などの影響を受けることから、屋内も含め一日の生活において、体を動かす合計の時間として設定した。

### 3) 発達の特性に合った遊びを提供すること

幼児に体を動かす遊びを提供するに当たっては、発達の特性に合った遊びを行うことが大切である。幼児は、一般的に、その時期に発達していく身体の諸機能をいっぱいに使って動こうとする。そのため、発達の特性に合った遊びをすることは、その機能を無理なく十分に使うことによってさらに発達が促進され、自然に動きを獲得することができ、けがの予防にもつながるものである。また、幼児の身体諸機能を十分に動かし活動意欲を満足させることは、幼児の有能感を育むことにもなり、体を使った遊びに意欲的に取り組むことにも結び付く。

したがって、幼児期の運動は、体に過剰な負担が生じることのない遊びを中心に展開される必要がある。発達の特性に合った遊びを提供することは、自発的に体を動かして遊ぶ幼児を育成することになり、結果として無理なく基本的な動きを身に付けることになる。

これらを踏まえ、幼児の興味や関心、意欲など運動に取り組んでいく過程を大切にしながら、幼児期に早急な結果を求めるのではなく、小学校以降の運動や生涯にわたってスポーツを楽しむための基盤を育成することを目指すことが重要である。なお、運動の在り方に示した内容を推進するに当たっては、次のような配慮をすることが望まれる。

- 幼児期は発達が著しいが、同じ年齢であってもその成長は個人差が大きいため、一人一人の発達に応じた援助をすること。
- 友達と一緒に楽しく遊ぶ中で多様な動きを経験できるように、幼児が自発的に体を動かしたくなる環境の構成を工夫すること。
- 幼児の動きに合わせて保育者が必要に応じて手を添えたり見守ったりして安全を確保するとともに、固定遊具や用具などの安全な使い方や、周辺の状況に気付かせるなど、安全に対する配慮をすること。
- 体を動かすことが幼稚園や保育所などでの一過性のもとならないように、家庭や地域にも情報を発信し、共に育てる姿勢をもてるようにすること。



## 垂水市スポーツ推進計画

---

発行年月 平成26年3月  
編集・発行 垂水市教育委員会 社会教育課  
〒891-2125  
鹿児島県垂水市旭町61番地2  
TEL 0994-32-0224 FAX 0994-32-1525  
URL <http://www.city.tarumizu.lg.jp>  
編集協力 国立大学法人 鹿屋体育大学

---

